戦史の編さんに関する一考察

― 防衛研修所戦史室『戦史叢書』編さんのための史料収集を中心に ―

齋藤 達志・尾上 盛太郎

<要旨>

本稿は、史料管理の見地から、現法制下で戦史を編さんする場合の問題点を明らかにするための基礎的研究である。そのため、昭和30年~50年代に防衛研修所戦史室が編さんした戦史、『戦史叢書』を例に、どのように編さんに必要な史料を収集、保存管理したのかを旧軍が行った戦史の編さんとの連接から明らかにしたものである。結果として、旧軍が編さんした戦史の多くは一般の公刊を前提とした「公刊戦史」と部内のみの「秘密戦史」に区分する形式を採り、また、戦史の編さんに必要な史料は担当部署が一括して保存管理したこと、一方、『戦史叢書』については、秘密事項もなく史料に語らせるという形式を採用したものの、編さんに必要な史料については旧軍同様、一括して史料庫に保存管理したことを確認した。そして最後に、今後、『戦史叢書』と同様に戦史の編さんをする場合、法律第66号(平成21年)「公文書等の管理に関する法律」など関連法制度下のもとで史料収集、保存管理等にどのような影響を及ぼすのかを考察した。

はじめに

かつて防衛研修所戦史室による『戦史叢書』「刊行のため、戦史の編さんが始まった 昭和30年から50年代前後は、公文書管理等の法制度がまだ十分に設けられていると 言い難い状況であった。もし、現法制度下において『戦史叢書』と同様な手法をもっ て戦史の編さん業務を行うならば、どのような問題が生じるのか、本稿は、史料収集 の見地から、その様相及び問題点などを整理するための基礎的研究である。

このため、本稿では『戦史叢書』編さんに至るまでの旧軍の戦史の編さんの概要、

¹ 防衛研修所戦史室(当時)が、自衛隊の教育、または研究の資とすることを主目的とし、かねて、一般の利用についても配慮して刊行したもの(防衛研修所戦史室『戦史叢書 マレー進攻作戦』(朝雲新聞社、1966年))。

そのための史料² 収集方法がどうだったのか、敗戦後、戦争関連の資料はどのような状況だったのか、そして実際に『戦史叢書』を刊行するためにどのように史料が収集、整理保管されたのか、を明らかにする。そしてこれらを論じた上で、最後に現法制度下における史料収集の問題について触れる。

『戦史叢書』の価値については、波多野澄雄が「市ヶ谷台の戦史部と戦史叢書」³において、①あくまで実証的な叙述スタイルが貫徹されていること、②軍事専門的に高い信頼度を保っていること、③「戦争史史料集」としての高い価値、を挙げるとともに、厚生省移管史料や返還史料のほか、7万件を超える独自収集史料、延べ15,000人に及ぶ旧軍人からのヒアリングなどから文章の流れよりも、意識的に史料で語らせる構成をとっている巻が多々あると述べている。また、刊行の意義については、庄司潤一郎が、「史料の散逸が防げたということです。・・・・史料が防衛研究所の史料庫に所蔵され、今では広く一般に公開されています。さらに、まだ当事者が元気なうちにインタビューしたということも貴重です。」⁴と、幅広い史料の収集と散逸防止がなされたことなどを述べている。

『戦史叢書』においてはなぜこの様な史料収集ができたのかを、旧軍の戦史の編さん との連接から論じることが本稿の目的である。

1. 旧軍の戦史編さん

旧軍においては、明治建軍以来、どのような考えで戦史を編さんしたのであろうか。 確認できる資料からその概要を述べる。

(1) 陸軍が編さんした主要な戦史

陸軍が初めて手掛けた戦史が、明治 25 年の参謀本部『日本戦史 関原役』⁵ である。この最初には、当時の参謀次長陸軍中将川上操六が「日本戦史緒言」として、8 頁にわたり戦史とは何か、いかに編さんするのか、その考え方が述べられている。川上は、戦史を「・・・戦史は何の為に作るや、凡そ兵を学ぶの人をして既往の得失に鑑みて将来の進歩を期せしめむとする者なり・・・ 因て庸く材料を募輯し、また地理の明確なら

² 本稿において、史料は、戦史編さんのために収集する文献・文書類とし、資料は、戦史編さんを含むあらゆる戦史研究のために収集する材料とする。また、引用は原文のまま使用する。

³ 波多野澄雄「市ヶ谷台の戦史部と戦史叢書」『戦史研究年報 第13号』(防衛研究所、2010年3月) 93頁。

⁴ 庄司潤一郎「〈講演〉戦史研究を振り返って | 『日本史学集録』第40号(筑波大学日本史談話会、2019年7月)5頁。

⁵ 参謀本部『日本戦史 関原役』(偕行社、1893年)。

ざるは委員を派して之を査□し勉めて兵学的記述を為し以て此書を編す・・・」と、戦 史は用兵を学ぶ者の将来の進歩のためにあるという戦史の編さんの考え方と史料収集 の重要性を述べている。

一方、日露戦争に関する戦史「明治三十七八年日露戦史」は、旧軍の戦史編さん事業を代表する取り組みであった。具体的には、陸・海軍省及び参謀本部・軍令部等が取り組んだ戦史の編さんは、11事業、総数約300以上の巻・冊に及ぶ大事業であった。またそれらの編さん事業において調査・収集された文献史料は、国内にとどまらず、欧米を中心とする各国が編さんした戦史等、100件以上の外国文献史料を翻訳・編集し、編さんに利用していた。6。

この戦史の編さんの考え方については、明治39年2月、参謀総長大山巌名でまと められた「明治三十七八年日露戦史編纂綱領」⁷に詳しい。これには、日露戦史編さん の目的が「一 明治三十七八年日露戦役における陸戦の経過を叙述し以て用兵の研究 に資し兼て戦争の事蹟を後世に伝ふるものとす」と記述されており、用兵の研究に資 しという事から前述の川上操六の「将来の進歩を期せしめむ」から多少トーンダウン したきらいがある。また、編さんの要領については、「編纂事業を分て二期とし、其第 一期は史稿の編纂にして、第二期は戦史の修訂とす」と第一期の史稿の編さんと第二 期の戦史の修訂と区別している。史稿は、戦史の草案であり、精確に事実の真相を叙 述し、戦史の体裁を具備し、これが完成して第二期作業に移り、その全部に渉り分合 増刷し、かつ機密事項を削除し以て本然の戦史を修訂しこれを公刊するというもので ある。そして、「戦闘記事中に挿載すべき兵站、運輸、通信、補充、経理、衛生の事 項は戦略戦術の研究上、知らざる可らざる程度に止め、その歪曲は部門を分け史尾に 叙述するものとす |、と戦略・戦術的な記述を主とするため、兵站等は最小限にすると の注意事項がある。さらに編さんの基礎となる史料は、「専ら大本営、各部団隊の機密 作戦日誌、戦闘詳報、報告その他の公文書を撰用す、若し記事不足し事実矛盾して状 況の経過に不審ある時は、責任ある参戦高級将校二名以上の説明を求めてその符号せ るものを採用するものとす」と機密作戦日誌、戦闘詳報、各種報告、その他公文書及 び2名以上への聞取りであることを述べている。

一方、明治39年2月参謀本部第4部長大島健一による「明治三十七八年日露戦史編纂規定」⁸には、収集した史料の管理について述べられている。ここには、「二十二

⁶ 塚本隆彦「旧陸軍における戦史編纂―軍事組織による戦史への取り組みの課題と限界―」『戦史研究年報』第 10号(防衛研究所、2007年3月)77頁。

^{7 「}日露戦史編纂綱領・規定・注意等 明治 39 年 2 月」(防衛研究所戦史研究センター所蔵) (請求記号:戦役、日露戦役、328)。

⁸ 同上。

史料中、大本営及び各部団隊の機密作戦日誌、陣中日誌、戦闘詳報及び諸報告等、日露戦役に関する唯一の公文書は科長、特にその保管出納を監守し、かつ成し得る限り謄本を造り編纂の用に供するものとす」と収集した史料は、目録を作成して集中管理することが述べられている(科長とは、第10課長(日露戦史編纂課長)かと思われる)。その管理要領として「編纂用に供すべき重要書類は部長の指揮を受け装釘製本せしめ目録を製し、検索出納に便にす而してその機密に属するものは科長自ら保管出納を主るべし」とある⁹。このことから旧軍においては、戦史の編さんを担当する部署(日露戦史編纂課)が、収集した史料を製本するとともに一括収集し管理していたと考えられる。

同じく参謀本部第4部長大島健一による明治39年2月の「日露戦史編纂ニ関スル注意」¹⁰には、「編纂者は克く作戦の目的、計画、実行及びその成蹟を簡明し、その記述の順序を律し彼此の照応を明にし、簡明にその真相を叙述するを要す」としている。この戦史編さんのために収集する史料は、「詳報報告日誌を主とし、尚不明なる事蹟はこれを責任ある参戦高級将校に質疑するの必要あるべきも過度にこれに重を置くときは、遂にその正鵠を失うに至ることなしともせず。蓋し参戦者の多数は局部の状況を知るに過ぎずしてその全貌を窺うに足るべきものは詳報日誌等公文書に及くものなければなり」と、不明の部分は参戦者から聞き取りを行うものの、やはり各部隊から報告された公文書がその中心にあることを述べている。

また、この「日露戦史編纂ニ関スル注意」の付属文書かと思われる「日露戦史編纂綱領・規定・注意等」 11 には、「日露戦史史稿審査ニ関シ注意スへキ事項」が記されている。ここには、「一 動員または新編成完結の日は明記するを避くべし」、「二 各部団隊間意志の衝突に類することは終にその実行せる事蹟に関するものを主として記述するを要す」、「三 軍隊または個人の怯懦、失策に類するものはこれを明記すべからず…」、・・・・「六 我が軍戦闘力の耗盡もしくは弾薬の欠乏等の如きは決して明白ならしむべからず」、・・・「十二 高等司令部幕僚の執務に関する真相は記述すべからず・・・」などとあり、『日本戦史』で川上操六が述べた「既往の得失に鑑みても将来の進歩を期せしめむ」との意思とは裏腹に、軍にとって不都合なことは除くよう記されている 12。これから見るに「日露戦史」は、日本軍の先天的な優秀さを立証しようとして編さんされたように見え、幾つかの基本的欠陥(例えば大本営体制の不備、陸海の対立、高級人

⁹ 同上。

¹⁰ 同上。

¹¹ 同上。

¹² 同上。

事の不適、兵站の不備など)に対する今後の反省と抜本的対策は記載されることはなかった¹³といえる。

昭和 16 年になって参謀本部第4部(戦史、戦術・戦法)は、「戦時に於ける独乙陸 軍の軍事科学工作(戦史研究) | (昭和16年1月)) 4 を関係方面に配布している。冒頭 に、「本記事は独乙フォン・ベリー大佐及クレチュマー大佐の講演要旨にして戦史研究 に関し参考とすべきものあるを以て関係方面に配布することとせり」とあることから、 ドイツ軍将校による戦史研究に関する講話の要約であることがわかる。ここには、第 二次世界大戦における戦史研究の目的は、「主として戦後における平時教育に役立つも のでありまして、結局は後日いつか勃発すべき戦争の準備として役立つものでありま す | と前述の川上操六の考えと同様、将来の戦争に備えるものであることを述べている。 そして、この目的を達成するための第一の仕事を、「実際に事件が如何に起きたかと言 う事を火の打ち所ないほどに確かめることしとし、このため、「大隊までの各本部及各 部隊は陣中日誌或は―平穏なときであれば―行動報告と言うものをつけるように規定 | している。また、戦史研究の任務は、「出来るだけ真相を究めることであり、重要なこ とは、各階級の指揮官が最も重要な瞬間においていかなる観念を抱いたかと言う事を 知ることである。指揮官の決心を正当に評価してその決心から将来のために学ぶため にはこれを知ることが絶対に必要である」と、指揮官の状況判断にわたる資料を入手 することの重要性も述べている。このため下達された命令、入手した報告、状況要図、 その他の勤務上の諸資材は陣中日誌に記入しなければならず、この全資料は個々の作 戦終了後本国に送られる仕組みとなっていた。さらにドイツでは、陸軍記録部を設け、 戦地から送られる日記、その他のものが集められ保管された。これら資料には、告示、 ビラ、壁書、前線新聞、映画、レコードその他あらゆるものが含まれた。また、陸軍 長官の下には、地図、鹵獲品も集められた。

しかし、当時、ドイツにおける戦史研究上最大の問題は、公刊戦史に批評をどの程度まで挿入すべきかという点であった。ドイツの参謀総長だったヘルムート・フォン・モルトケは、批判は控えめにと教えていたという。モルトケ自身、一般に公表する叙述において常に「威信」を失わないように努力していたという。これは「日露戦史編纂」の考えと同じものがある。この対策としてモルトケは、1866年の戦争に関する参謀本部篇の戦史ができた1年後に批判を記述した『回想録』を編さんする。国王に献

¹³ 角田順「大東亜戦争 陸海軍戦史の公刊に寄せる」『大東亜戦争戦史叢書』第1冊付録 No1 (朝雲新聞社、1966 年 8 月)。

¹⁴ 第 11 課「日独戦史課の運営 昭和 12.8」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号:中央、全般概史、83)。

上した原本に添えられた上奏文には、「回想録にはこれとは反対にほとんど非難ばかりが納めてありますが、これは非難せんが為であったり、あるいはまた誰か他の人であればもっとうまくやれたであろうということを暗示せんがためではありませんで、却って将来の誤りを避けて災害を未然に防がんがためなのであります」と、1866年の戦争に関する参謀本部篇の戦史を補足している 15。

一方、日米開戦以降、参謀本部では、本邦戦史編纂部が編成され大東亜戦史編さんに着手していた。昭和18年4月の参謀本部「大東亜戦史編纂綱領」16が、昭和17年3月23日に参謀総長杉山元から本邦戦史編纂部長陸軍少将小藤惠に「大陸訓第35号」として訓令されている。これには、本邦戦史編纂部の任務は、「支那事変史及び大東亜戦史を編纂するにあり」とあり、「機を逸せず大東亜戦史の資料募集を開始すべし、但し開戦の経緯等中央部関係資料の募集に関しては参謀本部第四部(注:戦史、戦術・戦法)をして之に協力せしむ」とある。そしてこの同綱領では、編さん方針を、①大東亜戦史は教訓を主体とする重点主義の色彩を鮮明ならしむるものとし、概ね方面毎に編さんするものとする、②記述の繁簡精粗は克くその内容の戦史的価値に応ぜしむるものとす、とある。よってこの大東亜戦史編さんの目的は、当時の情勢を踏まえた教訓を得るためのものと言えるであろう。そして、編さんすべき戦史の種類及び目的として、まず、「大東亜戦史は秘密戦史とす、但し、別に公刊戦史として大東亜戦争概史を編纂す」として、「大東亜戦史概史」は秘密戦史として一般には公開(公刊)せず、一般に公開する戦史は「大東亜戦史概史」として区分している。

大東亜戦史は、「戦争前における国内外の情勢、開戦に至る経緯、戦争準備、戦争指導、作戦事跡、戦時下における国内外の情勢及び戦争の終局等を叙述し、主として国軍将校の戦史研究並びに用兵及び軍事政策に参画するものの鑑識に資するものとす、そして作戦準備、航空作戦、上陸作戦及び補給は特に重視してこれを記述する、また海軍作戦との関連並びに占領地の守備及び建設に関しては、緊要なる大綱を叙述するものとす、本戦史中、一般将校に知らしむるを適当ならず認むる重要なる機密事項は、各巻毎に別に之を収録す」¹⁷、とあり、将校の戦史研究並びに用兵及び軍事政策に資するものとしているが、重要な機密事項については閲覧の制限をかけている。

一方、大東亜戦争概史は、「戦争の起因、作戦準備、作戦行動、占領地の建設及び 戦時における国内外の情勢等に関する梗概を勉めて簡約に叙述して一般将校に対し広

¹⁵ 同上。

¹⁶ 参謀本部「大東亜戦史編纂綱領」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号:中央、軍隊教育教育史料、 144)。

¹⁷ 参謀本部「昭和18.4.5 大東亜戦史編纂綱領」(防衛研究所戦史研究センター所蔵) (請求記号: 中央、軍隊教育史料、144)。

くかつ速やかに大東亜戦争の全貌を知らしめると共に適当なる時期に国民に公開す、本概史は所要の期間部外秘とす」、とある。要するに戦争の梗概、すなわち表面的な沿革を述べるような内容である。また、付記で「開戦に至る経緯、戦争準備、戦争指導、国際関係、政戦両略関係、陸海軍関係、参謀本部及び陸軍省関係の中、特に高度の機密に亘る事項は、大東亜戦争史として本戦史と別に編纂するものとす」としている。

つまり、高度の機密に亘る事項の「大東亜戦争史」、重要な機密事項を各巻毎に別にこれを収録している秘密戦史の「大東亜戦史」、公刊戦史の「大東亜戦争概史」¹⁸という考えで編さんしていることがわかる。なお、これは、その内容から先述した昭和16年1月「戦時におけるドイツ陸軍の軍事科学工作」を参考にしているものと考えることができる。

なお、戦史編さんの基礎となる史料である文書、つまり、命令、戦闘詳報、陣中日誌などは、現存するものでは、逐次陣中勤務として1889 (明治21) 年6月『陣中軌典第一版草案前篇』及び1890 (明治22) 年9月『野外要務令草案』において明記され、1894 (明治26) 年には『高等司令部勤務令』で「機密作戦日誌」¹⁹作成を義務付けた。「野外要務令」²⁰に陣中日誌は、「遭遇シタル実況ヲ記載シーニハ戦史ノ用ニ資シ」、「此日誌ハ諸部団隊復員完結ノ日ヲ以テ終局ト為シ直ニー本ヲ謄写シ順序ヲ経テ陸軍省ニ原本ハ其部隊ニ格納スヘシ、陸軍省ハ此日誌中ヨリ所要ノ事項ヲ妙録シテ之ヲ保存シ他ハ皆参謀本部ニ送リ之ヲ陸軍文庫ニ格納スヘシ」とあり、また「戦時高等司令部勤務令」²¹に機密作戦日誌は、「作戦指導上ノ便ニ供シ兼ネテ戦史編纂ノ基礎ト為ス」、「機密作戦日誌ハ復員ノ後参謀本部ニ提出スルモノトス」とある。これ等が中央(陸軍文庫)に報告、管理されて戦史編さんの原型を為すのである。また、重要事項については陸海軍大臣、参謀総長・軍令部総長が天皇に上奏するのが慣例であり、天皇の手元に残るような上奏書類は侍従武官府において保管された。

(2) 海軍が編さんした主要な戦史

明治5年に設置された海軍省において、初めての戦史編さん事業として史料上確認できるのは、西南戦争の戦史となる「明治十年西南征討史」である。

¹⁸ 同上。

^{19「}機密作戦日誌」とは、今後の作戦指導と戦史編さんのため、作戦に関する計画と実施についての機密的事項を記録したもので、陸海軍とも「機密作戦日誌」と称した。陸軍では師団以上の参謀部、海軍では大本営の各部と高級指揮官が作成した。

^{20「}野外要務令 明 33.2」(防衛研究所戦史研究センター所蔵) (請求記号:中央、軍隊教育典範各令各種、125) 328、332 頁。

^{21「}戦時高等司令部勤務令 昭 4.2.15」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号:中央、軍隊教育典範各令各種、14)41–42 頁。

この征討史の史料収集は、明治 10 年 9 月に終結した西南戦争後の明治 11 年 1 月に「征伐残務取調掛」を設けて開始されたものの、この収集は、戦史編さんというよりも、通常の公文書記録の編さん作業としての意味合いが強かった ²²。

実質的な戦史編さんは、明治 13 年 4 月 17 日、海軍大輔の川村純義が、征伐残務取調掛であった海軍中秘史有間純行に「去ル明治十年西南賊徒御征伐之際出兵之顛末併各処砲撃及戦闘之景状等細密取調該征伐海軍記事早々編成相成候様致度」²³との指示を出し、戦争の経過や戦闘状況を詳細に記述する文書の編さんを求めたことに始まる。もっとも、実際の戦史編さんは遅々として進まず²⁴、刊行が明治 18 年 9 月となるなど、編さん経験不足による編さん方針等の未確立さが見受けられる。

次の代表的な戦史編さん事業は、日清戦争の戦史となる「明治二十七八年海戦史」及び「極秘明治二十七八年海戦史」である。この戦史編さんは、軍令部長の直轄事業として企画され、日清講和条約締結から約半年後の明治 28 年 10 月 1 日に、日清戦史編纂委員長の辞令を、軍令部二局長の河原洋一が受け「日清戦史編纂委員会」が組織された ²⁵。しかし、日清戦争の戦史編さん方針や編さん経緯については、これに関するまとまった史料がほとんど現存しておらず、はっきりとしない部分が多い ²⁶。

次に、海軍が取り組んだ代表的な戦史編さんは、日露戦争の戦史となる「明治三十七八年海戦史」及び「極秘明治三十七八年海戦史」である。日露戦争の戦史編さんも、日清戦争時と同様に軍令部が所掌した。しかし、日清戦争時のように、臨時的に編さん委員会を編成する方式ではなく、明治44年3月の編さん事業終了まで軍令部第3班がこれを所掌した²⁷。

日露戦争の戦史編さんの目的は、「明治三十七八年海戦史編纂方針 附目次草案」²⁸ によれば、「戦史編纂ハ海軍部内ノ参考ニ資スルヲ以テ目的ト為ス即チ拠テ以テ海戦ノ 顛末作戦ノ方針戦略戦術ノ得失防備施設衛生経理ノ適否等ヲ講究スルノ資ニ供セシムルニアリ故ニ紀事概ネ極秘ニ亘ルヘキヲ以テ材料蒐集及編纂ニ従事スル者ハ厳ニ秘密

²² 鈴木隆春「海軍の歴史編纂と『西南征伐史』|『日本海軍の研究』(吉川弘文館、2014年) 262-264頁。

²³ 海軍省「往入 1251 征討残務取調掛上請 西南征討記事記録課にて編成相成度」「公文類纂 前編 巻 23 本 省公文 図書部 3 止 明治 13 年」(防衛研究所戦史研究センター所蔵) (請求記号:海軍省、公文類纂、M13-23-525)。

²⁴ 鈴木「海軍の歴史編纂と『西南征伐史』」268-269 頁。 この編さん作業の遅延に対し、明治 14 年 11 月 24 日に海軍卿の川村純義から、記録課に対し、編さん作業の 促進と完成までの目途を具体的に示すように求められるなどの編さん作業の立て直しが行われた。

²⁵ 田中宏巳『小笠原長生と天皇制軍国思想』(吉川弘文館、2021年)5頁。

²⁶ 同上、9-28 頁。

^{27「}戦史雑件」(防衛研究所戦史研究センター所蔵) (請求記号:海軍省、日露、M37-466)。なお、先行研究として田中『小笠原長生と天皇制軍国思想』43-91 頁を参照した。

^{28 「}海戦史編纂方針 附 目次草案 明治 37 ~ 38」(防衛研究所戦史研究センター所蔵) (請求記号:海軍省、日露、M37-311)。

ヲ守ラサル可ラズ」と海軍部内での将来の作戦研究の資とすることを目的としている ことがわかる。

また、同草案に「但シ時宜ニヨリ軍機ニ亘ラサル部分ハ一般ニ発行スルコトアルへシ」²⁹とあることから、機密事項を含む戦史と公刊を前提とした機密事項を含まない戦史という二本立てで編さんする方針を持っていたことがわかる。

日露戦争の史料収集については、開戦前の明治37年1月28日、日清戦史編纂委員長の経験がある海軍軍令部次長伊集院五郎が、海軍部内に対し、時局無事に収まれば日露事件史とし、開戦を見るに至れば日露戦史の一部分とするために「別紙雛形二準シ日誌ヲ編纂シ時々本職へ提出相成様致度及御照会候也」30と依頼文書を発簡するなど、早期に史料収集が開始された。

昭和12年以降は、「軍令部服務規程」によれば、軍令部第1部第1課が「戦史に関する事項」を所掌した³¹。その後、支那事変勃発を経た昭和13年に、「軍令部服務規程」が改正され、軍令部内に、「臨時戦史部」が設置され「(一)支那事変戦史編纂(二)支那事変戦史資料ノ蒐集及整理(三)戦史及戦訓ノ研究」³²の業務を所掌することとなった。しかし、軍令部第1部第1課の戦史に関する所掌事項に変化はなく、戦史の編さんは、軍令部内の第1部第1課と臨時戦史部という2系統に分掌された体制で処置されることとなる³³。

なお、「臨時戦史部」の長は、軍令部第1部長が兼務した。この兼務の理由について、 太平洋戦争突入時に軍令部第1部長であった福留繁は「戦争指導や作戦の計画を任と する軍令部にとって、戦史は極めて重要な価値をもつものである。これすなわち、作 戦部長をして戦史部長を兼ねしめるゆえんである|34とその意義を述べている。

太平洋戦争の戦史編さん方針や編さん経緯については、まとまった史料がほとんど 現存しておらず、はっきりとはわからないことが多い。ただ、編さん方針については、 福留が、回顧録 ³⁵ において「わが海軍では、日清戦史でも、日露戦史でも二様の戦史 を作った。その一つは専門的な正史で、事実の記録である。これは戦争や作戦の軍事 研究のために是非ともなくてはならぬもので、海軍大学校の戦史講座や、軍令部の作

²⁹ 同上。

^{30「}戦史雑件」4頁。

³¹ 海軍省「昭和12年6月1日現在 10版 内令提要追録第2号原稿」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号:0法令、内令提要、10)。

³² 海軍省「昭和13年12月25日現在 10版 内令提要追録第4号原稿」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号:0法令、内令提要、12)。

³³ 海軍省「昭和 20 年 2 月 28 日現在 10 版 内令提要 巻 1」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号: 0 法令、内令提要、47)。

³⁴ 福留繁『海軍生活四十年』(時事通信社、1971年) 215 頁。

³⁵ 同上、215-216 頁。

戦研究に最も貴重な活資料を提供するものであり、極秘扱いされていた。他の一つは、いわゆる通俗戦史で、広く一般国民に読んでもらうために書かれ、求めによって頒布もされ市販もされた。私もこの二種類の大東亜戦史を編纂することにきめた」と述べており、日清戦争時と同様に同じく二本立てで戦史を編さんする方針であったことが伺える。

なお、臨時戦史部は、戦史を編さんするために昭和 16 年に作成した「戦史資料整理に関する件照会」で、①機密作戦記録、②戦闘詳報、③事変日誌、④戦訓、の 4 文書を提出することを要求している ³⁶。

それぞれの資料収集目的は以下のとおりである37。

- ・機密作戦記録:作戦ノ進捗ヲ明カニシ兼ネテ軍機戦史ノ基礎タラシムルト共二戦 史ノ重要資料トス
- ・戦闘詳報:作戦指導上必要ナル詳細資料ヲ供スルト共ニ戦史及戦訓編纂ノ用ニ供ス
- ・事変日誌:各部ノ実況ヲ記録シ戦史及戦訓編纂ノ用ニ供スルト共ニ将来軍事上ノ 改良ノ進歩ヲ図ルノ資料トス
- ・戦 訓:現下ノ作戦用兵並ニ将来ノ研究ニ資ス

対米戦突入後も戦史資料の収集及び整理は引き続き行われ³⁸、軍令部に大量の戦史資料が集められた。その収集量は膨大なもので、当時の戦史部長であった福留によると、借用した大邸宅の三井クラブを「たちまち資料で埋めつくす有様であったので、書類倉庫は別に借りなければならなかった」³⁹ ほどであったという。

2. 敗戦に伴う陸海軍文書の行方と占領下の戦史編さん

昭和20年8月14日、日本政府は閣議でポツダム宣言受諾を決定するとともに重要機密文書の焼却を命令した。これに基づき陸海軍は、それぞれの部隊・官衙・学校な

^{36「}大東亜戦争 戦時日誌. 戦闘詳報 記註例 自. 昭和16年8月 至. 昭和16年8月」(防衛研究所戦史研 究センター所蔵)(請求記号:④艦船・陸上部隊、戦闘詳報 戦時日誌、1074)41-46頁。 37 同上、43-45頁。

³⁸ 海軍省「自昭和 16 年 6 月 至昭和 16 年 12 月 海軍公報(部内限)」(請求記号: 0 法令、海軍(二復)公報、88)。具体的には、臨時戦史部は昭和 16 年 12 月 20 日の軍令部戦史機密第 17 号「戦時日誌作成二関スル件照会」において、「1 事変日誌ニ継続シ作成 2 昭和十六年十二月一以後ノモノヲ戦時日誌トス」と、日誌の名称を「戦時日誌」と改めるのみで、支那事変当時から適用している「戦史資料整理に関する件照会」で収集するとした戦史資料について何らの変更も加えなかった。

³⁹福留『海軍生活四十年』216頁。

どに対し、機密文書の焼却を指令した⁴⁰。陸軍省や参謀本部のあった市ヶ谷台、海軍省 や軍令部のあった霞ヶ関などでは、何日間も炎と煙が立ち上がったという。また、侍 従武官府が保管していた上奏書類も焼却された。このため、陸海軍の重要書類は、終 戦時にほとんど散逸、消滅した⁴¹。

連合国軍の進駐後、米軍は残存する陸海軍資料を徹底的に探索・押収して米本国に持ち帰った。その中には陸軍省が空襲を避けるため昭和 19 年 12 月から東京都南多摩郡柚木村の陸軍地下倉庫に疎開していた明治初年から昭和 17 年頃までの「陸軍省大日記」42 や、海軍省が焼却しなかった普通文書で、東京帝国大学付属図書館に移管した明治初期から昭和 12 年頃までの「公文備考」43 があった。また、山梨県北巨摩郡の海軍省分室に保管されていた海軍作戦関係資料(「大東亜戦争戦時日誌」「戦闘詳報」など)も、同様の運命にあった44。

これらの他、秘かに個人あるいはグループで保管され、押収されず残存した貴重な文書もあった。例えば、参謀本部第20班(戦争指導)所管の書類で同班のものが保管していた「大本営機密戦争日誌」、「大本営政府連絡会議議事録」、「大本営政府連絡会議決定綴」、また参謀本部作戦課の課員が保管していた同課所管の陸軍の最高統帥命令である「大陸命綴」とこれに基づいて参謀総長が発する「大陸指綴」及び命令・報告の「電報綴」並びに作戦に関する天皇への「上奏関係綴」などがその一例である。目立たないが陸軍省補任課で保管した「停年名簿」も貴重な史料である。また、参謀本部第1部長宮崎周一中将が保管していた国防方針などの文書、軍令部戦史部勤務の島田俊彦が保管していた軍令部関係文書、海軍書記官榎本重治が保管した膨大な軍縮関係文書なども残存した貴重な資料である。また、海軍についても「大海令」「大海指」綴りなどは軍令部関係者の判断で焼却されずに密かに保管されていた。

終戦直後日本国政府は、内閣直属の史実調査会と、陸海軍の残務整理を担当する第一・第二復員省にそれぞれ史実部・史実調査部を設け、大東亜戦争史の調査研究に着手させたが、連合国軍最高司令官の命令により日本独自の研究が禁止され、この計画は中止となった。しかし、昭和20年12月の連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHO)の覚書により、

⁴⁰ 原剛「陸海軍文書の焼却と残存」『日本歴史』第598号(吉川弘文館、1998年3月)56頁。

⁴¹ 防衛研修所 『防衛研修所 30 年史』 (防衛研修所、1984 年) 102 頁。

^{42「}陸軍省大日記」とは、陸軍省が発簡、または接受した文書を、陸軍大臣官房が編冊して保存していた簿冊の 総称である。

^{43「}公文備考」とは、海軍が毎年、部内の報告、また往復文書など公文書類を項目別に分類して海軍省官房の文庫に保存していたもの。

⁴⁴ 防衛研修所 『防衛研修所 30 年史』 102 頁。

復員省残務整理部が米軍の対日戦史調査に協力することとなった 45。

その後、復員省は逐次縮小され、21年6月改編した復員庁に史実調査部及び資料整理部を設け、旧陸海軍人が補職され太平洋戦争に関する史料を収集・整理した。その後、復員庁は、昭和23年に厚生省引揚援護庁となり、さらに昭和29年4月には厚生省引揚援護局となったが、史実調査部は「資料整理部」・「資料整理課」等と、資料整理部は「資料課」等と名称を変え、縮小されながらも活動を続けた。ここで作成された「作戦記録」は、陸海軍の作戦を概ね作戦地域別に記述したもので、204種類・655件であった。このほか、史実調査部及び資料整理部等は GHQ の要求により多くの回答文書を作成した46。

昭和 25 年 4 月 25 日の大井篤 (海兵 51 期、連合艦隊参謀、大佐。GHQ 歴史課勤務)作成の「戦史への意見」⁴⁷から、服部卓四郎 (陸士 34 期、参謀本部作戦課長、大佐。元資料整理部長)を通じて当時の戦史の編さんの考え方を窺うことができる。服部は、

戦史は性質によって種々分類できるが、公刊戦史、非公刊戦史(秘史、裏面史)、回想録の三つは代表的の(ママ)一分類である。公刊戦史は史実の経過を正確なる資料により表面から描写したものであって寸毫の誤り無きを期しなければならない。秘史、裏面史は非常に複雑なものであって時間的に戦争と近い時期に執筆すれば生存者の利害に左右されて史実に誤を生じ易く又長時日経ってから執筆すれば資料的にぼやけて之亦正確を期し得ないものである。且又秘史に於ては裏面の経緯に多く触れることとなり同一事項に関しても此の事件に関する人々の当時の地位、立場によって見解に少なからぬ相違を生ずるものであり、100%の正確は期し得られないものである。故に公刊戦史に秘史を混入すれば最も正確を期すべき公刊戦史其のものの価値を著しく低下することになる。此に公刊戦史と秘史とを別にする理由があるのである。回想録は某個人を中心として其の主観を書くものであるから第三者から観て異論があっても一向に差し支えない

という。これからもわかるように当時、復員省などで執務していた戦史編さんを担当 した旧陸海軍人は、前述の「大東亜戦史編纂綱領」を踏襲していたのである。

一方、引揚援護庁復員局資料整理部の「戦史編纂業務について(昭和27年5月17

⁴⁵ 庄司潤一郎「戦史部略史」『戦史研究年報』第1号(防衛研究所、1998年3月)66頁。

⁴⁶ 防衛研修所『防衛研修所 30 年史』 91 頁。

⁴⁷ GHQ 歴史課「大井篤史料(終戦史編纂の苦心 別綴)」(防衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号:中央、 終戦処理、1002)。

日 復員局) | 48 には、当時の戦史編さんの実相が記されている。

昭和27年頃の資料整理部における戦史編さん業務は、資料整理課(従来の資料整理部)が担任している。そこには、

元来、戦史編纂業務は、終戦直後連合軍の要求に基づいて開始したが、復員局としては連合軍関係業務以外にも努めて広範囲にわたって資料を収集し、一は、かつて軍籍にあったものとして後世に正史を伝えるの責務を課し、一は、国内業務、特に戦争裁判及び復員業務等の遂行に寄与することを念願として編さんした。しかしながらこの業務は、戦争当時の作戦資料がほとんど消失しているため、この収集は極めて困難でわずかに残存する断片的史料を参考とし、当時の作戦関係者の協力を得て編さんしている状況であった

とある。また、予算、その他の制約も受け、結果として昭和 27 年までに編さんした 作戦記録は、112 巻、本文約 16,000 頁、付図付表約 1,100 枚であった。

しかし、資料整理部では、太平洋戦争の正統史を編さんして日本再建の基礎石とすることは、その意義極めて大であり、今後の重要課題、例えば自衛隊問題解決のためにも不可欠の要件であり、護国の英霊に対してもせめてもの贐(はなむけ)となると考えていた。また、当時、資料整理部には、遺族からの戦没者戦死当時の状況に関しての問い合わせが少なからずあったため、正統史を編さんしてこれらの要請に答えることは、国家として果たすべき重要な責務であると考えていた⁴⁹。

3. 戦史室の創設

昭和25年8月の警察予備隊発足以降、保安隊、自衛隊へと発展するにともない、 戦史研究の気運が高まり、昭和29年6月から保安庁は、庁内における戦史調査研究 機関設立の準備に着手した。翌30年7月、防衛庁長官の諮問機関として教育局長を 会長とする戦史委員会を庁内に設置し、委員会による準備作業を経て同年10月、戦 史室が小平の陸上自衛隊幹部学校において発足した50。戦史室の業務は、「主として資

⁴⁸ 引揚援護庁復員局資料整理部「連合軍司令部の質問に対する回答文書級 14/26 昭和 27.1.3 \sim 27.12.31」(防 衛研究所戦史研究センター所蔵)(請求記号:中央、終戦処理、16)。 49 同上。

⁵⁰ 庄司「戦史部略史」66 頁。

料の収集整理を行い、併せて戦史の編さん及び戦訓の抽出を行う」とされ、資料収集の範囲は次のように定められた 51 。

- ・防衛庁の所掌事務遂行に必要な調査研究及び教育訓練のための戦史資料
- ・太平洋戦争の作戦史、戦闘史及びこれと関連する戦争指導史
- ・対抗戦中及び日華事変史などについて、前項と密接な関係を有する資料

昭和 28 年にはすでに服部卓四郎が、『大東亜戦争全史』(4巻)を出版していた。これは参謀本部の文書及び資料整理部で作成した作戦記録を基礎に作成されたものであるが、当時の戦史室長西浦進(初代戦史室長、元陸軍省軍務局軍事課長、陸軍大佐)は、戦史室としては、さらに広く、深く根拠資料を収集し、少しでも多くの歴戦者から真実の回想・記録を集録して、公正・不朽の戦史を編さんする意図であった。

昭和30年10月、第2回戦史委員会において、昭和31年度から防衛研修所が陸上自衛隊幹部学校にかわり戦史室を管理することが定められた⁵²。そして同年12月、第3回戦史委員会において戦史室の長期計画が決定され、業務の大綱として次の3項が示された。

- ・太平洋戦争戦史資料を収集整理する。
- ・太平洋戦争戦史を編さんする。
- ・前2項にともない得られる戦訓を整理集録する。

戦史資料収集要領は、散逸亡失の恐れのある資料を、戦史編さんの順序の先後を問わず、全分野にわたって速やかに収集するとともに、収集すべき主要資料は、関係者の作業・談話・遺稿等、内外公刊資料、散在する陸海軍関係書類及び接収された軍事記録等とされた。また、戦史の性格については、客観的な立場で資料の収集整理と厳格な史実の究明を行い、公正な戦史を編さんすべきことが強調された53。

当時の戦史の編さんは、「大本営戦史」「一般戦史」「特殊戦史」に区分し、「大本営戦史」、「特殊戦史」は以下のように区分した。

「大本営戦史」: 主として大本営における作戦指導及び政戦両略の調整について編 さん

「特殊戦史」: 我が国土防衛上特に関連が深いと認められるものについて、後半期 に編さん予定

⁵¹ 防衛研修所 『防衛研修所 30 年史』 92 頁。

⁵² 同上。

⁵³ 同上、93 頁。

また、戦訓の整理集録要領は、防衛庁所掌事務遂行に必要な調査研究及び教育訓練の参考に資することを目的として、史実の究明にともない自ら帰結される戦訓を逐次集録整理することとされた 54。

ここで戦史編さんの目的は、「防衛庁所掌業務遂行に必要な調査研究及び教育訓練の参考に資すること」とされた。また、秘密区分、記載禁止を設けることなく史実を 究明するとしたため、旧軍の日露戦史、大東亜戦史の編さんとは異なっていた。これができたのは、陸海軍が消滅し、新たな日本国憲法のもと極東国際軍事裁判、サンフランシスコ講和条約も終了し、秘密とする必要がなくなったためと推察できる。

昭和31年12月、米軍施設の返還にともない戦史室は芝浦に移転したものの、資料収集と戦史編さんの業務は進められていた。特に戦史室開設の頃、引揚援護局から譲り受けた資料は約1万件であったが、歴戦者、特に高齢の将軍・提督が逐次死亡する情勢下にあったので、編さん順序の先後を問わず、各人が全分野にわたり昭和35年度末までに資料収集を終わるように努めた。

戦史室の陣容強化とともに戦史の編さん業務は逐次軌道に乗り、昭和33年4月には米国からの返還史料約41,000件が到着し、横浜埠頭倉庫から戦史室に搬入された。戦史室の陣容整備と史料の増大化につれて、その恒久配置が問題となり、史料保管施設の地積、旧軍人からの聞き取りの便宜等の関係から、昭和34年4月に戦史室の市ケ谷への移転が、また同年6月に史料庫の新設がそれぞれ決定され、史料庫の完成に伴い、昭和35年5月、戦史室は市ケ谷に移転した55。また、昭和34年頃から戦史室で編さんしている戦史を公刊すべきであるという声が高まり、戦史室としてもその必要性及び可能性を検討しはじめた。

昭和40年9月の参事官会議で、昭和50年度末までに91巻の戦史を刊行することを骨子とする第2次の長期計画が確立し、同年11月、防衛事務次官から防衛研修所長に「太平洋戦争戦史の編さん及び刊行」についての通達が出された56。

こうして、昭和41年から昭和55年にかけて、「自衛隊の教育、または研究の資とすることを主目的とし、兼ねて一般の利用についても配慮」した『戦史叢書』、大本営関係34巻、陸軍戦史37巻、海軍戦史21巻、陸軍航空戦史9巻、年表1巻の全102巻が公刊されることとなった。

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 同上、97 頁。

⁵⁶ 同上、93 頁。

4. 戦史室が収集した史料とその管理

戦史室が収集した史料は、大きく4種類、第1·第2復員局史料、聴取·日記·回想録、連合国(米国)からの陸海軍文書の返還史料、史実研究所からの移管史料、がある。

(1) 第1・第2復員局史料

昭和30年、戦史室の開設とともに、厚生省引揚援護局から「1・2復史料」とよんでいる陸軍関係約8,500件、海軍関係約1,000件の史料を譲り受けたが、その中に第一・第二復員局の時代に作成された支那事変・大東亜戦争の「作戦記録」、連合国軍総司令部に対する「回答文書」等があった。その数は、「作戦記録」が陸軍関係134種類・582件、海軍関係70種類・73件、「回答文書」が18種類・269件である。これらの文書は、当時の作戦担当者などが、手元にあった記録、当事者の記憶などを基礎にして書き上げた貴重な史料である⁵⁷。

(2) 聴取・日記・回想録

「太平洋戦争史」の編さんにあたり、基本的な資料が失われている当時の状況下においては、関係者からの実状の聞き取りが重要な作業になった。関係者に対する聴取は、編さん官等が関係者を戦史室に招へいまたは関係者を訪問して行われた。面接した関係者の人数は、昭和31年から昭和50年までの間でも、約15,000名に及んだ。この面接聴取を契機として、日記、回想録などの史料の提供を受けることができた58。

(3) 連合国(米国)からの陸海軍文書の返還史料

長い外交交渉を経て昭和33年4月、米国務省国有公文書部(National Archives)に保管されていた日本陸海軍関係押収文書など約41,000件が日本に返還された。防衛研修所が返還史料を受け取り、戦史室が保管した。陸軍関係の文書では「陸軍省大日記」が主なものであり、その他、太平洋戦争における現地部隊の戦闘記録類等を含め約19,500件であった。海軍関係では、「公文備考」を主とし、海軍省功績調査部が所持していた太平洋戦争関係の「戦時日誌」・「戦闘詳報」の他、明治初期の「公文類纂」・「公文原書」・「普号通覧」、明治中期の「公文雑輯」、日清・日露戦争の戦時書類を含み、約22,000件であった。その後、昭和36年4月に第2回目として重巡洋艦「那智」関

⁵⁷ 同上、103 頁。

⁵⁸ 同上。

係史料 45 件が、また、昭和 49 年 1 月に第 3 回目として総力戦研究所関係史料・明治維新征討資料など 2,730 件が返還され、これをもって米国からの返還を終了した(第 3 回の返還史料は国立公文書館に保管されている)。なお、押収された文書のうち、返還されなかったものがかなりあり、また、返還された分についても、その内容の脱落している部分が相当に多い 59。

(4) 史実研究所からの移管史料

サンフランシスコ講和条約発行後の昭和 28 年 4 月、服部が主宰する「史実研究所」が創設されると、同研究所が前述の個人あるいはグループで保管して存在した第 20 班関連の史料などを一括して保管し、その後、『大東亜戦争全史』(鱒書房、1953 年)の編さんに利用された。昭和 35 年 4 月、服部の急逝により、同年 6 月、これらの史料は戦史室に移管された 60。

このような経過と、その他、収集の努力によって、戦史叢書の公刊が完了する昭和54年度末までに約124,000件に及ぶ史料を保有することができた。このうち陸軍関係が約83,000件、海軍関係が約33,000件、陸海軍関係以外の史料が約8,000件である。このほか、内外の軍事関係図書、雑誌類約33,000冊を収集し、その内洋書は、各国の公刊戦史類を含み約3,500冊で、一部は翻訳されている⁶¹。

5. 戦史室が保管した史料とその根拠

当時、戦史室が収集した約124,000件の史料は、一つの史料庫に収集され、保存管理された。史料の収集整理は、先に述べた昭和30年7月、防衛庁に設置された戦史委員会が示した戦史室の業務でもあった。一方、これら戦史編さんのために収集した史料は、現在の法律第66号(平成21年)「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法)制定以前のものであり、これには適用されないものの収集史料は、いずれも公文書と考えるのが自然である。

昭和30年~50年当時の文書に対する法体系では、平成13年に「行政機関情報公開法」が制定されるまで、各府省の長が定める文書管理規定による分担管理がなされていた。また、「国立公文書館法」が制定される昭和62年までは、保存期間が満了し

⁵⁹ 同上、104 頁。

⁶⁰ 原剛「機密戦争日誌」86 頁。

⁶¹ 防衛研修所 『防衛研修所 30 年史』 104-105 頁。

た行政文書を、国立公文書館に移管する法律も整備されていなかった。よって戦史室が保存する非現用の公文書も、防衛庁内の文書管理規定に基づき管理していたと言える。つまり、戦史室では、戦史委員会の決定の業務でもあり、収集した史料(主に旧軍が作成した公文書)を自らの史料庫で管理することができたのである。

こうしたことから、戦史室では、収集した史料をそのまま、戦史の編さんのための 史料として扱い、史料庫において保存管理していた。戦史を編さんするためには、旧 陸海軍、戦後の資料整理部がそうであったように史料を集中管理する必要があったの である。

6. 現法制度下における史料収集の様相と問題

令和5年の現在において、ウクライナにおける戦争、危機感が増す日本を取り巻く 国際情勢、特に台湾有事などが話題となっている。このような中で、もし日本が巻き こまれる戦争、紛争などが生起し、戦史の編さんのために史料を収集する場合には、 どのような問題が生起するのであろうか。

まず、早い時期に戦史編さん部署が編成されるであろう。そして、最初に戦史編さんの目的をどうするか、編さんすべき戦史の種類をどうするか、などを検討する必要があるだろう。その場合は、『戦史叢書』のような秘密事項を規制せず史料をもって語らせる史料集的な形式とするのか、それとも参謀本部が作成した「大東亜戦史」のように秘密戦史と公刊戦史に区分するという形式とするのか、それとも別の形式とするのか、大きな判断が必要であろう。

ここで史料に語らせる形式を採用した『戦史叢書』と同様の史料収集の手法をとり、 付属の史料庫に収集史料を一括管理するとした場合、収集を予定する史料は、一般に 公開された新聞、雑誌、外国の公刊戦史、図書以外、防衛省、さらには他省庁等で作 成した文書及びデータ、参戦者などから職員が聴取した音声データ、そして、これを 文書化したもの、鹵獲文書類などもあり、これらはすべて公文書となるであろう。

旧軍の戦史、『戦史叢書』の場合でもそうであったように、戦史編さんにとって特に重要な史料は当時の作戦計画、命令指示などを含む、日誌などの自衛隊が作成した記録と考えるのが普通である。しかし、これらは、主として平成11年法律第42号「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、平成21年法律第66号「公文書等の管理に関する法律」、平成25年法律第108号「特定秘密の保護に関する法律」のもとに

おかれ、戦史編さん部署が一括して収集保管することの実行の可能性はもとより、特定秘密に指定された文書などは、データにアクセスすることすら困難な場合が生起するであろう。

一般に現法制度下では戦史の編さんに必要な史料である現用の公文書等は保存期限があり、歴史的に重要と思われる公文書等は、国立公文書館に移管され特定歴史公文書となる。国立公文書館に移管された特定歴史公文書は、基本的には国立公文書館で閲覧可能であるが、文書の特性によって審査が必要となり、閲覧に制限がかかることが予想される。特に有事関連であればなおさらである。この様に編さんに必要な史料を一か所に集中管理できないこと、閲覧が制限されることなどは、戦史の編さんにとっては大きな問題である。

おわりに

これまで、旧軍の戦史編さん、敗戦に伴う陸海軍文書の行方と戦後資料整理部などによる戦史編さんなどについて述べ、その概要を明らかにした上で『戦史叢書』編さんのためにどのように史料を収集し管理してきたかを述べてきた。結果、戦史室が戦史編さんに必要な史料を収集し、これを旧軍同様同一場所に集中管理し得たのは、敗戦、そして陸海軍が解体したことによる管理者の不在と秘密文書などの制限がなくなったこと、また現用法規と比べ法整備が十分ではなかったこと、さらには防衛庁の中で戦史委員会を設置し、防衛庁として戦史室に資料収集とその管理業務の権限を与えたこと、このための史料庫を創設したことなどが大きい要因であることが明らかとなった。

ヨーロッパには軍事を専門とする文書館が各国に存在している。これは軍を統括する官庁や軍自身による公文書館がベースとなっている。フランスの場合、かつては陸海空の三軍が文書館を運営していたが、平成 17 年 1 月に「国防部編纂部(Service historique de la Defense)」として統合された。平成 24 年には「アーカイブズ歴史センター Centre historique des archives」により全軍の文書が管理されているという 62 。また、ドイツにおいては、国の公文書館として連邦公文書館がある一方で、外務省は独自の公文書館を有し、国防省の記録は連邦公文書館軍事文書館に移管されている 63 。

⁶² 佐々木真「戦争と軍事をめぐるアーカイブズの現状と課題」『歴史学研究』第 980 号 (2019 年 2 月) 31 頁。 63 フランク・ケーザー「公文書管理の視点から見た日独戦史 日本とドイツの公文書管理の状況」『日独戦史共 同研究 2019–2021 日本とドイツの 20 世紀の経験』 (防衛研究所、2022 年) 255 頁。

つまり、戦史の編さんに必要な史料を一か所に集中管理する体制がとられているのである。現在、日本では、公文書管理法において、外交史料館と宮内公文書館が、公文書館等として、外務省、宮内庁の公文書等を管理している。これらのことも参考となるであろう。なお、本研究は、現法制度下において戦史を編さんする場合、史料収集とその管理の見地からどのような問題が生じるのかを基礎的に研究したものである。しかし、戦史編さんにはまだ研究すべき多くの諸要素があるものと考える。例えば、編さんした戦史の公開(公刊)、編さんに使用した史資料の公開と保存・管理、諸外国との比較などがその一例である。よって、引き続き戦史編さんのための基礎研究は継続していく必要があるものと考える。

(防衛研究所)